



三井住友海上

建設工事保険

あなたの工事をしっかりサポート



住宅、マンション、事務所ビルなどの建物の建築工事は、
火災のみならず盗難、第三者のいたずらなど、さまざまな危険にさらされています。
このような建築中に生じたほとんどすべての偶然な事故による損害を幅広くカバーするのが

『建設工事保険』です。



さらに安心をプラスするために

さらにワイドなカバーにするために、各種特約を用意しております。

たとえば...

損害賠償責任担保特約

あらかじめ特約を付けていただくことにより、万一事故により他人の身体の障害または財物の損壊につき法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

荷卸危険担保特約

あらかじめ特約を付けていただくことにより、工事現場において輸送用具からの荷卸作業中に工事用材料などの保険の目的に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

総括契約のおすすめ

総括契約とは契約時に貴社が今後一年間に請負うすべての建築工事を保険に付する特約を結んでいただく契約方式です。これにより、保険の申込み、保険料の払込みを一括して行え、事務処理の簡素化が図れるほか、つけ忘れがなく工事に専念でき、保険料の割引も受けられます。なお、書面による通知を基に、保険料の確定精算を行います。ただし、「保険料の確定に関する特約条項」が付帯された契約は除きます。「保険料の確定に関する特約条項」の内容、付帯できるご契約の範囲につきましては、弊社代理店・仲立人または弊社にお問い合わせください。

建築オールイン(総括契約方式 建設工事保険)のおすすめ

年間完成工事高が30億円以下の建設業者の方向けに、次の5つの特徴を持つセットプラン「建築オールイン(総括契約方式建設工事保険)」を用意しております。

ワイドな補償!

総括契約方式なので安心!

通知が不要で事務処理が簡単!

事故が少なければ次年度の保険料は割引に!

復旧費をお支払いしますので追加費用の発生はほとんどなし!

詳しくは、弊社代理店・仲立人または弊社までお問い合わせください。

工事の目的物、資材、
工事用仮設材など
工事現場における
ほとんどすべての
物の損害を
カバーします。

火災、風災、
水災、盗難など
ほとんどすべての
事故の際、
お役に立ちます。

建設工事保険
4つの特徴

損害を受けた物の復旧費を
お支払いします。

工事着手から引渡しまでを
カバーします。

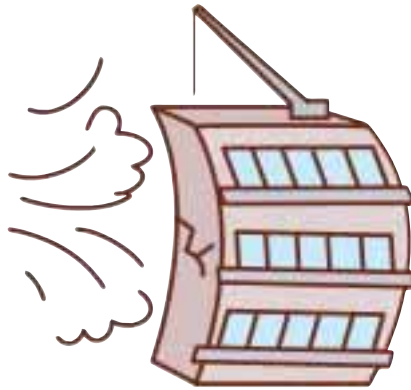
こんな時にお役に立ちます。

本保険のお支払いの対象となる損害の具体例は、次のとおりです。

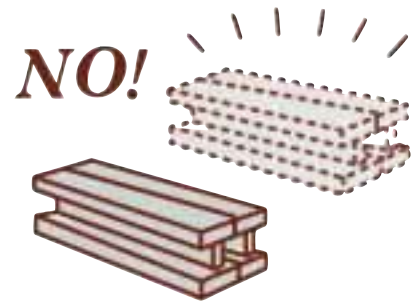
火災、爆発、落雷によって生じた損害



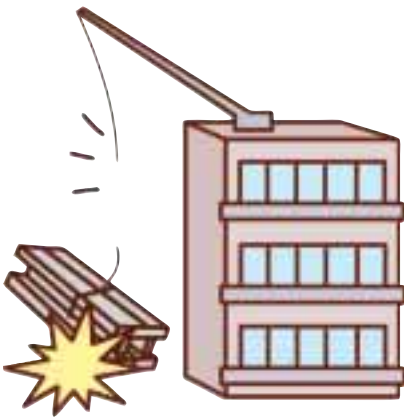
台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風災によって生じた損害



盗難による損害



労働者、従業員の取扱い上の過失または第三者の悪意によって生じた損害



設計、施工、材質または製作の欠陥に起因する事故によって生じた損害

(注) 設計、施工、材質または製作の欠陥そのものの除去費用が補償されるものではなく、その欠陥によって崩壊・倒壊・破壊などの不測かつ突発的な事故による損害が発生した場合に限り補償されます。



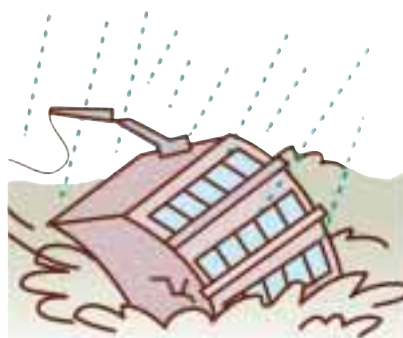
地すべりまたは土砂崩れなどによって生じた損害



航空機の落下、車両などの衝突によって生じた損害



高潮、こう水などの水災によって生じた損害



その他、偶然に発生した事故によって生じた損害



(注) 契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた損害(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた損害を含みます。)は、本保険のお支払い対象外となります。

保険期間

この保険は、原則として工事着手の時から工事の目的物の引渡し予定時までを保険期間としてご契約していただきます。
 1. 基礎工事を除く場合は、基礎工事完了の時よりご契約していただきます。
 2. 工用材料および工用仮設材の保険責任は、工事現場において輸送用具からの荷卸しが完了した時に始まります。
 3. 保険期間中であっても、工事の目的物が引渡された時に保険責任は終了します。
 4. 保険期間中に工事の目的物が完成しないときは、保険期間を延長することができます。延長手続きをされない場合、保険期間終了後に生じた損害に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険金額(ご契約金額)

この保険では、工事請負契約によって定められた請負契約金額を保険金額とします。なお、発注者から支給材料がある場合には、その金額を請負契約金額に加算して保険金額とします。
 1. 基礎工事を除いてご契約される場合、請負契約金額から基礎工事費を除いたものが保険金額となります。
 2. 保険期間の途中において工事内容変更等の理由で請負契約金額に変更があったときは、保険金額も調整する必要があります。
 (注) 保険金額が上記に定める金額に不足する場合には支払保険金が減額されますのでご注意ください。

保険の目的の範囲

この保険の目的となる工事は、ビル・工場・倉庫・住宅その他の建物の建築工事に限られます。
 なお、建築工事であっても鉄塔・タンクなどの鋼構造物を主体とする組立工事、道路・土地造成・擁壁などの土木工事を主体とする工事および解体・撤去・分解または取片づけ工事は、この保険の目的となる工事から除かれます。

また、この保険の目的となる物件は工事現場における次の物件です。
 1. 工事の目的物
 2. 支保工、型枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
 3. 仮設の電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備
 4. 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具・衣類・寝具・事務用具および非常用具に限りません)
 5. 工用材料および工用仮設材
 (注) 3～5については当該工事専用のものに限りません。

なお、電気設備・クレーン・コンベヤ・掘削機械などの工用仮設備・工用機械器具・工具、航空機・船舶・水上運搬用具、機関車・自動車その他の車両および設計図書・証書・帳簿・通貨・有価証券類は、保険の目的に含まれません。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険期間中に工事現場において不測かつ突発的な事故によって保険の目的に生じた損害がお支払いの対象になります。</p> <p>たとえば、次のような損害が対象となります。 1. 火災、爆発、落雷によって生じた損害 2. 台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風によって生じた損害およびひょうによって生じた損害 3. 地すべりまたは土砂崩れなどによって生じた損害 4. 盗難による損害 5. 労働者、従業員の見取上の過失または第三者の悪意によって生じた損害 6. 設計、施工、材質または製作の欠陥に起因する事故によって生じた損害。ただし、事故に至らない欠陥の修理、取替、補強に要した費用はお支払いできません。 7. 航空機の落下、車両などの衝突によって生じた損害 8. 高潮、こう水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって生じた損害 9. 豪雪または雪崩によって生じた損害</p>	<p>お支払いする保険金 = 復旧費 - 控除額 ただし、保険金額が請負契約金額より低い場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金} = (\text{復旧費} - \text{控除額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負契約金額}}$</p> <p>復旧費 損害の生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する費用をお支払いします。 請負契約金額の内訳書に基づいて算出します。 ただし、内訳書の損料または償却費を計上した工用仮設物等は時価により算出します。 次の費用・価額は復旧費に含まれません。 仮修理費 排土・排水費用 工事内容の変更または改良による増加費用 研究および手待ち費用 残存物の価額</p> <p>損害防止費用 保険契約者または被保険者が支出した損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な費用で、保険会社が承認したものをお支払いします。</p> <p>控除額 標準的な控除額は次のとおりです。 火災・落雷・破裂・爆発による損害……………なし その他の損害……………10万円</p> <p>費用保険金 さらに次の費用もあわせてお支払いします。 1. 残存物取片づけ費用保険金 上記お支払いする保険金の20%の範囲内で実費をお支払いします。 2. 臨時費用保険金 上記お支払いする保険金の6%に相当する額をお支払いします。 ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。</p>	<p>保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 風、雨、ひょう、砂じんの吹込みまたは漏入によって生じた損害 戦争、革命、内乱、暴動または官公庁による差押え・没収・破壊によって生じた損害 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 原子力または放射能汚染によって生じた損害 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難または残材調査の際に発見された紛失・不足の損害 保険の目的が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害 工用仮設材として使用される矢板・くい・H形鋼その他これらに類する物の打込み・引抜きの際に生じた曲損、破損または引抜き不能の損害 保険の目的の性質・かし、自然の消耗・劣化の損害 保険の目的の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 湧水の止水または排水費用 除雪費用。ただし、損害の生じた保険の目的の修理に要する除雪費用はお支払いします。 温度変化・湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害 芝、樹木その他の植物に生じた損害 コンピュータ機器・ソフトウェアの日時認識・日付変更の誤り等によって生じた損害 契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた損害(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた損害を含みます。)</p>

ご契約にあたっての注意事項

住宅金融公庫等融資物件について
 住宅金融公庫等から融資を受けて建築する建物については、住宅金融公庫融資住宅等火災保険契約等の特約火災保険を契約することが義務づけられており、特約火災保険で保険金をお支払われる損害については、この保険ではお支払いできませんので、ご注意ください。
 保険契約申込書に記載されている内容に誤りがないかご確認の上、「ご署名・ご捺印ください。万一知っている事実を記入されなかったり、事実と相違することを記入されたときは、保険金をお支払いできなくなる場合があります。また、他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。
 ご契約後、次の変更が生じた場合は、必ず事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください。
 ご連絡がない場合は、変更後に生じた損害について保険金をお支払いできなくなることがありますので、ご注意ください。
 他の保険会社と、同様の損害を補償する保険契約を締結するとき
 保険の目的を譲渡するとき
 被保険者(保険の対象となる方)を変更するとき
 工事を延長、追加、変更、中断、再開または放棄するとき
 設計、仕様または施工方法の変更を行うとき
 その他保険証券または保険契約申込書の記載内容に重要な変更が生ずべき事実が発生したとき
 ご契約後に、次の事由が生じた場合は、保険料の返還方法が異なりますので、ご注意ください。
 ご契約者の請求によって保険契約を解除するときは、その都度定める保険料を返還いたします。
 弊社による解除の場合は、次のとおりとなります。
 告知義務に関する規定により弊社が保険契約を解除したときは、保険料は返還いたしません。
 上記以外の事由により弊社が保険契約を解除したときは、その都度定める保険料を返還いたします。
 保険契約の無効または失効の場合は、次のとおりとなります。
 ご契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、保険料は返還いたしません。
 ご契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、無効の場合には既に領収した保険料の全額、失効の場合にはその都度定める保険料を返還いたします。
 (注) 上記の返還保険料が発生する場合において、既に弊社が保険金を支払っていたときは、原則として、保険料は返還いたしません。


複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社の代理、代行を行います。
 被保険者がご契約者と異なるご契約においては、本パンフレットの内容について、必ず被保険者全員に対するご説明をご徹底ください。
 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時に約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
 補償対象となる場合には保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 (平成18年3月末までのお取扱いについては、弊社ホームページhttp://www.ms-ins.comをご覧ください。)
 「初回保険料の口座振替に関する特約条項」が付帯されている場合について、初回保険料(総括契約の年間保険料または大口分割払12回払(口座振替方式)の第1回分割保険料)を口座振替でお支払いいただく場合について、保険料は保険期間の開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、事故の際、保険金をお支払いできない場合があります。ご契約時にご指定の口座にお支払いいただく契約方式の場合は、一定期間における通知に基づいて保険料を精算いたします。ただし、「保険料の確定に関する特約条項」が付帯された契約は除きます。「保険料の確定に関する特約条項」の内容、付帯できるご契約の範囲につきましては、弊社代理店・仲立人または弊社にお問い合わせください。

保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますのでお確かめください。また、1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの三井住友海上までご連絡ください。

代理店の役割 / 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
 万一事故が発生した場合 / 您に代わって取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求の手續きにつきましては、弊社から詳しくご案内いたします。なお、事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなることがありますので、ご注意ください。
 ご注意：賠償事故の場合 / 万一、損害賠償の事故が発生した場合には、まず取扱代理店または弊社へご連絡ください。また、被害者との間で賠償額を決定(示談)する場合には、必ず事前にご相談ください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部または一部を承認された場合には、約款の規定により保険金をお支払いできなくなることがありますので、ご注意ください。
 なお、この保険では、保険会社のご契約(被保険者)に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。

このパンフレットは、建設工事保険のあらましです。詳しくは建設工事保険普通保険約款および特約条項をご覧ください。なお、ご不明な点がありましたら弊社代理店・仲立人または弊社にご照会ください。ご契約に関する個人情報、弊社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、弊社ホームページをご覧ください。

当社について、もっとお知りになりたい時は! **三井住友海上のホームページ** <http://www.ms-ins.com>

 **三井住友海上火災保険株式会社**
 〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2
 お客さまデスク 0120-632277(無料)
 平日/9:15~20:00 土日祝日/9:15~17:00(年末・年始は休業)

ご相談・お申込先
 S0049-8 5,000 2006.08 (修) 62 [使用申込書No.S5041]